

新潟県条例第13号

新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額
(略)			(略)		
6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>6,500円</u>	6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>5,000円</u>
	乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,500円</u>		乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,400円</u>
	丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,600円</u>		丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>2,700円</u>
7 法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,900円</u>	7 法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,800円</u>
(略)			(略)		
9 危険物令第35条第1項の規定による危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,900円</u>	9 危険物令第35条第1項の規定による危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,800円</u>
(略)			(略)		
12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>5,700円</u>	12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>5,000円</u>
	乙種消防設備士試験	1件につき <u>3,800円</u>		乙種消防設備士試験	1件につき <u>3,400円</u>
13 法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,900円</u>	13 法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,800円</u>
(略)			(略)		
15 政令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,900円</u>	15 政令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,800円</u>
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県消防法関係手数料条例別表6の項の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される危険物取扱者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された危険物取扱者試験については、なお従前の例による。